

令和3年4月26日

令和3年度第1回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年4月26日（月）

午前10時40分開会～午後2時7分閉会

2. 場 所

大崎建設産業会館 2階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定
について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 空き家に付属した農地の別段の面積及び区域の指定解除について

4. 協議事項

1) 農政

協議（1） 農地利用最適化連絡会の開催（案）について

2) 大崎市農業委員会事業

報告（1） 令和2年度大崎市農業委員会事業報告について

協議（1） 令和3年度大崎市農業委員会事業計画（案）について

5. 出席委員（24名）

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横山 藏人 委員
12番 渋谷 裕子 委員
14番 佐々木 俊通 委員
17番 菅原 まり子 委員
19番 中條 泰洋 委員
21番 小野寺 正晃 委員
23番 佐々木 渉 委員
25番 熊谷 安正 委員

11番 中鉢 守 委員
13番 高橋 英理子 委員
15番 下山 信行 委員
18番 高橋 順子 委員
20番 菅原 清一 委員
22番 鈴木 至 委員
24番 齋藤 浩義 委員
26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員（2名）

8番 鈴木 淳也 委員

16番 只埜 和臣 委員

7. 遅刻委員（なし）

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	新堀 秀一
事務局長補佐	大関 太	事務局長補佐	真田 賢一
主幹兼係長	松浦 嘉孝	主幹兼係長	北浦 邦之
主事	堀越 拓磨	事務所長	佐々木 賢
主幹兼係長	大沼 淳子	主事	鈴木 貴典
事務所長	門間 道浩		

午前10時40分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから令和3年度第1回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

[挨拶]

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、審議を進めたいと思います。

本日の欠席通告者は、8番鈴木淳也委員、16番只埜和臣委員であります。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和3年度第1回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

ここで、4月1日付で職員の人事異動がございましたが、新たに農業委員会事務局長に着任した事務局長については私から紹介し、そのほかの職員については、新たに着任しました事務局長から紹介いたします。

議長（佐々木政直会長）

このたび、大崎市市民協働推進部環境保全課から着任いたしました千葉晃一事務局長でございます。

それでは、そのほかの職員の紹介については、千葉事務局長からお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[職員異動について紹介]

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名であります。

本日の議事録署名委員を指名いたします。19番中條泰洋委員、20番菅原清一委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に真田賢一局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[業務報告]

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[報告1～3の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号1番から31番までの31か件のうち、番号31番については、議案第3号18番と関連する案件であることから、議案第3号で併せて審議してよいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号1番から31番までの31か件のうち、番号31番1か件を除く30か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号1番から31番までの31か件のうち、番号31番を除く30か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号15番についてですが、1反当たりの売買価格が他と大分違うようです。どういった内容でしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。確かに周辺地と比較して、随分、価格が高いと見受けられるものでございます。この方につきましては、周辺に点在する農地を所有しており、今回取得する農地は、約100平方メートル、1アールと大変小さな所ですが、近くでどうしても畑になるような土地が欲しいということです。登記については田になっておりますが、現状は畑になっているようなところで、どうしてもこの土地で耕作をしたいということで、この金額での取得の申請に至ったところでございます。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいですか。

18番（高橋順子委員）

最近の反当価格を見ると、大分低下している中で、こういった金額で買っていただける人がいると、本当にありがたいなと思います。余りにも農地が安くなってきているので、すごく感激しました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号14番と16番ですが、第三者に贈与ということでありますが、これについて理由があると思うので、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いします。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。番号14番につきましては、今の地権者が昭和9年生まれで、自分ではもう耕作できないということで、これまで耕作してもらっていた方への贈与でございます。

番号16番に関しては、周辺の境界確定により売買が可能になった土地であり、譲受人の息子さんが譲渡人から別の土地を購入する話が進んでおりました。ならば農地もセットで購入してもらいたいということで、本来であれば売買となるところですが、この土地に関しては、ただでもよいということで贈与の申請になっております。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

はい，了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号19番ですが、一応、経営として肉用牛繁殖、23頭飼っています。耕作面積に関してはゼロですが、これは新規就農という形になるのでしょうか。番号20番も、これは別に親子ではなく、同じように新規就農という形で通っているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明します。番号19番につきましては、親の畜産業を受け継ぐという形で、令和3年3月に認定農業者の認定を受けたばかりとなっており、これから耕作されるということになります。

番号20番につきましては、譲受人は子であります。農業系の学校を卒業し、ハウスでトマト、ブロッコリー、小松菜、イチゴなどを栽培する予定になっております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番から31番までのうち、番号31番を除く30

か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号、番号1番から31番までのうち、番号31番を除く30か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番から5番までの5か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。4月23日金曜日に、議席番号10番委員、12番委員、15番委員、16番委員、17番委員、21番委員と事務局2名で現地調査を行いました。調査結果についての報告を行います。

番号1番、番号2番については、10番委員、報告をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号1番ですが、転用目的は、折りたたみ式ユニットハウス5棟、倉庫2棟の設置であります。この場所は、地図を見てもらえば分かるとおおり、国道と大型商業施設に挟まれた残地のような土地でありまして、農地区分は、都市計画区域内で用途指定された第3種農地と見てきました。管理状況は、除草管理され良好な状態でした。排水については、雨水は側溝を利用し、隣接する農地もなく、問題ないと見てきました。

続いて、番号2番ですが、転用目的は貸家1棟、物置1棟、駐車場6台分、自転車置場の設置であります。この場所は、道路の新設により宅地化が進んで

いる場所で、農地区分は、都市計画区域内で用途指定された第3種農地と見てきました。除草管理されて良好な状態です。排水については、雨水は水路を利用し、生活排水に関しては浄化槽を利用するようで、問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号3番、番号4番については、21番委員、報告をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。私からは、番号3番、4番について報告させていただきます。

まず3番は、転用目的が乾燥調製施設1棟、仮設ユニットハウス1棟、排塵所、穀物集積所、農機置場、トラック置場3台分、従業員用駐車場4台分、トラック荷積み・通路・転回場所の申請となります。申請地は、東西南北全て農地に囲まれ、昨年まで水稲作付されており、除草管理等もきれいに行われておりました。農地区分につきましては、農振農用地ではありますが、農業用施設用地ということで、例外的に許可できると判断いたします。周辺農地への影響につきましては、申請地には水路を新設することで、西側の排水路に排水することです。なお、ほかの周りの農地につきましては、北側と西側が1段高くなっておりますので、土砂や雨水の流出はなく、影響はないものと思われま

す。

続いて番号4番です。自宅進入路拡幅を目的とした転用です。立地につきましては、農地と宅地に囲まれた所であり、南側と西側に農地がありました。申請地の管理状況につきましては、こちらは既に自宅への進入路として使用されておりました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てきました。現在、既に使われており、雨水排水につきましては自然浸透で処理している状況でした。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号5番について、10番委員、報告をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。この案件は、転用目的がカーポートの新設ということですが、宅地に隣接した申請地には、既に立派なカーポートが建っておりまして、完全な無断転用状態と見てきました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部である第2種農地と見てきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号1番から5番まで5案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号4番ですが、既に進入路として使用されていたと報告がありましたが、いつ頃から使われていたのか、また、どのような経緯で使っていたのかを聞かせてもらえればと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。こちらにつきましては、地権者に話を聞いたところ、昨年、令和2年1月頃に設置したものでございまして。

自宅への進入路が農道のような法定外公共物と言われる狭い道路であり、以前、救急車が来た時に、その進入路に入れる状態になかったということがあり、緊急車両が容易に出入りできるようにしてしまったということでございました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。既に進入路として使われていたということで、始末書などの何か処分が相応かなと思うのですが、よろしくをお願いします。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、14番委員から議案番号4番については、始末書の提出を求めたらいいのではないかとのご意見が出されました。それに関連して皆さんから何かご意見ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

申請人からは、この件に関して事前着工、無断転用に対する何かしらの考えとか、意見とかあったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

事務局のほうでは現状を把握しておりませんでした。申請人から相談がございまして、今回の申請に至ったものでございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ございませんか。始末書の件についてご意見いただきたいと思います。4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号4番の案件は、始末書の提出が必要だと思います。

続きまして、番号5番ですが、調査報告によりますと、無断転用だという報告を受けましたので、これに対しても始末書を求めているかがでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

まず、最初に、議案番号4番に関して、4番委員から始末書の提出を求めたらいいのではないかとということでございますが、この件に関しまして、委員の皆様、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、まずは、議案番号4番に関しては、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達するというところでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それから、議案番号5番も、現地調査員の報告で無断転用ではないかという報告があり、4番委員から、議案番号5番も始末書の提出を求めるべきではないかというご意見が出されました。これについては、皆さんご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号5番も、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達するという事で、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番から5番までの5か件について、番号4番、5番は、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達することで、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第2号、番号1番から5番まで5か件のうち、番号4番、5番を除く3か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

なお、番号4番、5番の2か件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番から19番までの19か件及び、議案第1号、番号31番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から、調査結果についての報告を行います。

番号1番については、15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号1番についてご報告させていただきます。

転用目的は宅地分譲です。申請地周辺の状況でございますが、宅地と農地に囲まれた一角で、東が耕作のされていない農地と一部雑木林、南に農地と宅地、西に農地、北に水路を挟んで宅地となります。申請地の管理状況でございますが、昨年、水稻作付け後に耕起作業がされておりまして、雑草もなく良好な状態でした。農地区分につきましては、都市計画区域内で用途指定された第3種農地と見てまいりました。雨水排水につきましては、新設された道路の側溝を利用、生活排水については浄化槽を利用することで周辺農地への影響は特にないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号2番について、17番委員、報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号2番、転用目的は薪乾燥倉庫1棟、駐車場1台分です。申請地周辺の状態は、住宅に囲まれた農地です。周囲としましては、東に道路を挟んで農地、西に水路を挟んで住宅、北に住宅、南は進入路になっております。申請地の管理状況ですが、作付した形跡はございませんが、除草もしてあり、管理は良好でした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小規模集団の一部であるということで、第2種農地と見てきました。周辺農地へは、道路を隔てての水田であり、特に影響はないと思います。雨水排水は西側の水路を使用し、居住しないため、生活排水はありませんので問題はないと思います。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号3番について、15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号3番についてご報告させていただきます。転用目的は居宅駐車場です。周辺の状況ですが、宅地に囲まれた一角で、東に舗装道路を挟んで宅地、南、西、北、全て宅地となります。申請地の管理状況ですが、畑として使用されており、一部にネギが作付しておりましたが、ほかは雑草もなく良好な状態でした。農地区分につきましては、10ヘクタールに満たない小集団農地の一部である第2種農地と見てまいりました。四方が宅地で囲まれており、雨水排水は東側の側溝、生活排水は浄化槽を使用することで、周辺農地への影響については、特に問題はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号4番について、17番委員、報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号4番、転用目的はモデルハウス兼建売住宅の建設です。周辺の状況は、住宅分譲地の一部で、周囲は三方が道路で南が住宅地です。申請地の管理状況ですが、クローバーが一面に植栽されていて、管理は良好でした。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された土地であるということで、第3種農地と見てきました。雨水排水は南と西の側溝に流し、生活排水は下水道を使うということで、周辺への影響は特に問題はありませんでした。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号5番、6番、7番を、15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号5番、6番、7番のご報告をさせていただきます。転用目的は宅地分譲です。周辺の状況でございますが、宅地に囲まれた一角で、東に舗装道路を挟んで畑、南、西、北、全て宅地となります。申請地の管理状況でございますが、昨年に草刈りを行ったものと思われまして、良好な状況でございます。農地区分につきましては、都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てまいりました。雨水排水は東側の側溝、生活排水は下水道に流すことで、周辺への影響については、特に問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号8番, 9番を, 17番委員, 報告をお願いいたします。

17番 (菅原まり子委員)

17番です。番号8番, 転用目的は事務所1棟と資材置場の設置です。周辺の状況は, 農地と住宅に囲まれた農地です。東側が水田, 西側が宅地, 北側が道路, 南側は鉄道です。申請地の管理状況は, 作付した様子はなく, 管理は良好でした。農地区分は, 駅周辺おおむね300メートルの範囲内の位置ということで, 第3種農地と見てきました。周辺農地への影響は, 60センチぐらい盛土して, 木製土留めをし, 雨水排水は自然浸透で対応するというので特に問題はないと思います。

次に番号9番ですが, こちらの転用目的も事務所1棟と資材置場の設置です。周辺の状況は, 東側が農地, 西側は道路を挟んで宅地, 南側が宅地, 北側が農地です。管理状況は, 耕作した様子はないですが, 管理は良好でした。農地区分は, 駅周辺ということで, 第3種農地と見てきました。周辺農地への影響は, 40センチ盛土して木製の土留めをし, 雨水排水は自然浸透ということで特に問題はないと思います。以上です。

19番 (中條泰洋委員)

番号10番, 11番, 12番を, 12番委員, 続けて報告をお願いいたします。

12番 (渋谷裕子委員)

12番です。番号10番について報告します。転用目的は建築機械の置場, また, 駐車場5台分となっています。立地は, 農地と宅地に囲まれた場所です。東が農地, 南が道路, 西が宅地, 北が農地です。申請地の管理状況は, 昨年まで水稲作付された跡が見られました。農地区分は, 10ヘクタール以上の一団の第1種農地で, 原則は転用不許可だが, 業務上必要とされる施設のため例外的に許可できるものと見てまいりました。25センチの高さで盛土するというので, 土留めが必要ではないかと思われましたが, 事務局では, 法面をつけるという対応を確認しているそうです。排水について, 農地に雨水と土砂の流出はないと考えられ, 周辺農地への影響は, 特にないものと思われました。

次に番号11番ですが, 転用目的は農業用施設, 駐車場11台分です。申請地周辺の状況は, 農地と宅地に囲まれている場所です。東が農地と宅地に囲まれています。南が水路を挟んで道路です。西が農地, 水田です。北は農地です。申請地の

管理状況は、現在は作付しておりませんが、昨年はサツマイモを作付けしていたということです。農地区分は農振農用地で、原則は転用不許可だが、農業用施設用地ということで例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、農地が一段低くなっており、法面の処理も済んでおります。排水は南側の水路に流し、雨水は自然浸透させることで特に問題はないと思われま

す。次に番号12番ですが、転用目的は、居宅と駐車場3台分となっています。申請地周辺の状況は、東は道路を挟んで畑、その向こうにも道路です。南は市道を挟んで宅地、西は宅地、北は水路を挟んで宅地となっています。申請地の管理状況は、除草されておりました。農地区分については、10ヘクタール以上の一団の第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。隣地境界は水路を挟んで農地、畑があります。かなり離れているため、周辺農地への影響はないと思われま

19番（中條泰洋委員）

番号13番、14番、15番を、15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号13番、14番、15番と続けてご報告させていただきます。

初めに、番号13番です。転用目的は居宅と駐車場です。周辺の状況でございますが、農地と宅地に囲まれた一角で、東に舗装道路を挟んで農地、南に宅地、西に宅地、北側に宅地進入路を挟んでビニールハウスとなります。申請地の管理状況でございますが、以前までは農業用施設の堆肥置場として使用されていたよう

でございますが、現在は全て撤去されておまして、大変良好な状況でございます。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響について、雨水排水につきましては南側側溝に流し、生活排水は浄化槽を利用することで、特に問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号14番です。転用目的が宅地分譲です、周辺の状況でございますが、宅地と農地に囲まれた一角で、東に作付されていない農地、南も作付され

ていない農地，西にアパート，北が宅地となっております。こちらは，管理状況は草刈りがされており，良好な状況でした。農地区分につきましては，都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てまいりました。雨水排水につきましては，新設される道路の側溝を利用し，生活排水は下水道となり，周辺農地への影響については，特に問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号15番です。転用目的は宅地分譲です。周辺地の状況でございますが，宅地と農地に囲まれた一角で，東に作付されていない農地，南に水路と砂利道を挟んで大型のスーパー，西に舗装道路を挟んで宅地，北に宅地と農地となります。申請地の管理状況でございますが，昨年に水稻作付された後に耕起作業がされておりまして，雑草もなく大変良好な状態でございます。農地区分につきましては，都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てまいりました。雨水排水につきましては，西と東側の側溝に流し，生活排水については浄化槽を設置することで，周辺農地への影響については，特に問題ないものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号16番，17番を，10番委員，報告をお願いいたします。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号16番を報告いたします。居宅1棟，駐車場3台分を目的とした転用です。ここは，都市計画区域内で用途指定された第3種農地で，管理状況も良好でした。排水に関しては，公共下水道を利用するそうで，周辺への影響はないと思われまます。

続きまして，番号17番です。居宅1棟，駐車場3台分を目的とした転用です。17番は，4条の番号5番で審議した隣の土地です。ここは農地と宅地に挟まれた土地で，10ヘクタールに満たない小規模集団の一部である第2種農地と見てきました。管理状況は，畑として利用されており，良好な状態であります。排水に関しては浄化槽を利用し，周辺農地への影響はないと思われまます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号18番，19番を，21番委員，報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号18番につきまして，太陽光パネル架台支柱99本，引込柱1本

を目的とした一時転用です。申請地は、農地に囲まれており、西側と北側に農地がございました。申請地の管理状況につきましては、昨年まで水稲作付されており、除草管理等も良好に行われておりました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地となり、原則は転用不許可ですが、一時的な転用であるため例外的に許可できるものと見てまいりました。隣地境界につきましては、仮畦畔を作りまして、片方は盛土をしまして、架台支柱を設けますが、東側の農地に関しましては、水稲作付するそうです。また、西側の申請地につきましては、ビニールハウスが建っており、そちらにはそのままサカキ等を作付けするとのこと。周辺農地への影響につきましては、雨水排水は西側にある水路へ流し、あとは自然浸透で処理することで、問題ないと思われま。

続きまして、番号19番、倉庫2棟、通路、車両置場、砂利・砂置場、工事事置場、工事事置場、排水用地を目的とした転用です。申請地の立地につきましては、山林に囲まれており、周囲に農地はございませんでした。申請地の管理状況につきましては、こちらは既に倉庫、車両コンテナがございまして、既に農地以外の使用形跡がございました。また、倉庫に関しましては、建築資材等で満載となっており、今でも出入りしているようです。農地区分につきましては、10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地となります。雨水排水につきましては、東と南に水路を新設しまして、西側にある既存の水路へ排水するとのこと。以上となります。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第1号、番号31番1か件と、議案第3号、番号1番から19番までの19か件を合わせた20か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号19番のことで質問させていただきます。

今、現地調査員からの報告にありましたが、既にもう利用されているというような状況であるということですが、これについて事務局ではどういった経緯なのか把握しておりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

こちらの倉庫につきましては、かなり前から建っており、平成8年に今回の譲渡人が建築業をやっていたことから、資材置場を作ってしまったということです。当初は非農地証明でないのかという相談でしたが、建っている場所が申請地の一部ということでしたので、非農地証明にはそぐわないということから、今回の農地法5条の申請となっております。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

今，報告にありましたが，もう既に農地以外で利用されているという状況であれば，これについては始末書の提出を求めなければならないと，私は思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま，20番委員から番号19番については，始末書の提出を求めなければならないのではないかというご意見がありました。関連して皆さんから何かご意見ございませんか。24番委員。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。今の番号19番のことの関連です。始末書はどちらからもらうのですか，そこを聞きたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午前11時49分から午前11時51分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開いたします。

議案番号19番に関しまして，24番委員から，どちらから始末書をもたらうのかとの意見があり，休憩中にいろんな意見をいただきました。6番委員，まとめをお願いいたします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号19番に関しまして、現地調査員より既に倉庫並びに車両コンテナが設置されているという報告がありました。20番委員よりその経緯について質疑があり、無断転用ではないかと意見がありました。また、24番委員よりどちらから始末書をもらうのかとの質疑があり、休憩の中で経緯等を確認し、委員皆様から意見をいただきました。今回に関しましては、倉庫、車両コンテナを設置した譲渡人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求めていただき、無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくということでまとめたと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、6番委員からまとめていただきましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第1号、番号31番1か件と、議案第3号、番号1番から19番までの19か件を合わせた20か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号、番号31番1か件について許可と決定いたし、議案第3号、番号1番から19番までの19か件のうち、番号19番を除く18か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

なお、番号19番1か件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を譲渡人に求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第4号農地転用事業計画変更承認申請について、番号1番から6番までの6か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号1番から6番までの6か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番から6番までの6か件を了としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号、番号1番から6番までの6か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。

〔午前11時55分から午後1時まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号1番から222番までの222か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号133番、135番は●番委員、番号155番、157番は●番委員が関係する案件でございます。この4か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号133番、135番、番号155番、157番の4か件を先に審議することといたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案

終了後に入室・着席願います。

初めに、番号133番、135番の2か件を審議いたします。●番委員、退席願います。

〔●番 ● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

番号133番、135番の2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号133番、135番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号、133番、135番の2か件を承認いたします。

●番委員の入室を認めます。

〔●番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

続いて、番号155番、157番の2か件を審議いたします。●番委員、退席願います。

〔●番 ● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

番号155番、157番の2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号155番、157番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号番号155番、157番の2か件を承認いたします。

●番委員の入室を認めます。

〔●番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

続いて、番号133番，135番，155番，157番の4か件を除く218か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号133番，135番，155番，157番の4か件を除く218か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号番号1番から222番までの222か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、番号1番から7番までの7か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号1番から7番までの7か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番から7番までの7か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第6号番号1番から7番までの7か件について、承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第7号非農地証明願について、番号1番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から、調査結果についての報告を行います。

番号1番について、15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。非農地証明願、番号1番の現地調査をご報告させていただきます。

申請地の状況についてですが、市街地の一角で、四方を宅地に囲まれており、車庫として車が2、3台ほど駐車できるスペースに鉄骨プレハブが建っておりまして、現在使用されている状況でした。20年以上経過していることの証明となるものですが、申請者が昭和57年頃から車庫として利用しているとのことでした。その税務状況から、平成5年より宅地として課税されておりまして、その後20年以上経過していることを確認いたしました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号1番1案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番1案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第7号、番号1番1案件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第8号空き家に付属した農地の別段の面積及び区域の指定管理解除について、番号1番1案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号1番1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番1か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第8号、番号1番1か件について承認いたします。

これで、1審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の8. 協議事項に入ります。

初めに、農政の協議（1）農地利用最適化連絡会の開催（案）について事務局より説明願います。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございませんか。

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。私、役員会等でもこれを検討した時に気づかなかったというか、この資料を見ていて思ったのですが、この出席者の中に各支局の事務局は当然入るのですよね。その辺を確認したいのですが。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

農地利用最適化連絡会は、行く行くは農業委員、推進委員で予定を組んでJ

Aと打合せを行っていくことが最終的な目標であります。初期の段階につきましては、事務局も入りまして進めていきたいとは思っています。行く行くは農業委員、推進委員でJAと連絡を取り合いながらこの連絡会を開催していただきたいと思いますという考えでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

流れとしては分かるのですが、情報の確認をしたい時に事務局が入っていないと、スムーズに打合せが進まないと思えました。いろいろな問題点を話し合っている中で、例えば、あそこはどうなっているのか、やはりその情報の積み重ねを持っているのは地元の事務局だと思います。その辺はどう対応されるでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

先ほど、ご説明したように、初期の段階では事務局は入りますけれども、状況を見て必要な場合は考えたいとは思っています。最終的な形では農業委員、推進委員、そしてJAの方々に進めていただくような形は目標にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）そのほかご意見ございませんか。3番委員。

3番（武田俊美委員）

今、説明の中では、JAの了解を得たとありましたが、出席者の中に改良区が入っています。改良区のほうはどうなっているでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

土地改良区の方とは実際打合せはしておりませんが、農地利用の最適化に関して土地改良の件が加わってくれば、その会議については一緒に参加して進め

ていただく形でのお願いをするため、今年の春に会長、会長職務代理者と土地改良区へ挨拶回りした際、そのような会議には必ず農業委員、推進委員を入れていただきたいということをお話しております。そのようなケースにつきましては、農業委員、推進委員、土地改良区、あと必要に応じては事務局が入って会議を進めるという形でお願いしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

3番委員。

3番（武田俊美委員）

事前に改良区の了解ないと、混乱するのではないかなと思っております。

あともう一つですが、地域ごとのお世話人をどうやって決めたらいいのか。ほかの地域とのやり方が違っていいのかどうか、その辺もお願いします。

議長（佐々木政直委員）

事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

各地域のやり方については、地域ごとの方法でお任せをしたいと思います。

リーダー的な役割につきましては、やはりベテランの農業委員、推進委員が中心となってお話を進めていただきたいと考えております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

3番委員、よろしいですか。そのほかご意見ありませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

この間、人・農地プランの話をした時から、うちの地域にも新しい最適化推進委員が入ってきていることから、どのようにして最適化推進委員の仕事したらいいのかということで、2月から3月にかけて、農地パトロールを農業委員と一緒に3人でやっています。届いた議案書を元に、地域の案件が上がったところを見るような形でパトロールをしてみたのです。農地パトロールを2回ぐらいしてみて、ここからどういうふうにして農地利用の最適化を進めていったらいいのか、どういうところを見たらいいのか、という推進委員の意見もありますので、このようにして、農協と、事務局も一緒に対応していただけると、なお地域が分かってきていいのかなと思います。ありがたい方向性だなと思って感じております。

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。そのほかご意見等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（１）農地利用最適化連絡会の開催（案）については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（１）農地利用最適化連絡会の開催（案）については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、協議事項２，大崎市農業委員会事業の報告（１）令和２年度大崎市農業委員会事業報告について、農業委員会の所掌事務について報告を行います。報告第１号から第５号までの５か件を一括して報告したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認めます。よって、報告第１号から第５号までの５か件を一括して報告いたします。

初めに、報告第１号農業委員会運営活動について、熊谷会長職務代理者より報告願います。

25番（熊谷安正会長職務代理者）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第２号農地部会並びに定例総会（農地関係）所掌事項の処理状況について、中條農地委員長より報告願います。

19番（中條泰洋農地委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第３号農地流動化促進について、これも中條農地委員長より報告

願います。

19番（中條泰洋農地委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

次に，報告第4号農政部会並びに定例総会（農政・企画広報関係）所掌事項の処理状況について，農政部会及び定例総会（農政関係）は中鉢農政委員長より，また，定例総会（企画広報関係）は布塚企画広報委員長より報告願います。

11番（中鉢守農政委員長）

[資料により説明]

7番（布塚幸子企画広報委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

次に，報告第5号，農業者年金事業について，中鉢農政委員長より報告願います。

11番（中鉢守農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま，報告第1号から第5号までの5か件をそれぞれ報告いたしました
が，ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質問がないようですので，以上をもって報告（1）令和2年度大崎市農業委員会事業報告について終わります。

次に，協議（1）令和3年度大崎市農業委員会事業計画（案）について，を議題とします。

役員より説明いたします。

25番（熊谷安正会長職務代理者）

[資料により説明]

19番（中條泰洋農地委員長）

[資料により説明]

11番（中鉢守農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、令和3年度大崎市農業委員会事業計画（案）について、役員より説明申し上げましたが、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑なしと認めます。それでは、協議（1）令和3年度大崎市農業委員会事業計画(案)について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認めます。よって、協議（1）令和3年度大崎市農業委員会事業計画(案)については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか連絡事項はございませんか。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。長時間にわたりまして慎重審議を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。これで議長の座を降りさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして令和3年度第1回大崎市農業委員会定例総会を閉会したいと思います。ご苦労さまでした。

午後2時7分開会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月26日

会 長 佐々木 政 直

委 員 中 條 泰 洋

委 員 菅 原 清 一